

岩手県告示第434号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第37条の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する重要国際埠頭施設（以下「重要国際埠頭施設」という。）の前面の泊地に、国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定し、平成27年5月14日から施行する。

平成27年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

港湾名	地区名	重要国際埠頭施設	制限区域
久慈港	諏訪下地区	-10.0メートル岸壁及び -7.5メートル岸壁	-10.0メートル岸壁の東端をA点とし、同点から同岸壁に直角に海側へ60メートルの地点をB点とし、同点から同岸壁及び-7.5メートル岸壁に平行に西側へ315メートルの地点をC点とし、同点から同岸壁に直角に引いた線と同岸壁が交わる点をD点とし、A点からD点までの各点を順次に直線で結んだ線並びに-10.0メートル岸壁及び-7.5メートル岸壁により囲まれた別図に示す水域

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。